

交渉等情報（5）

平成28年3月17日

各 所 属 長 様

行 政 管 理 課 長

春闘交渉の結果等について

平成28年3月16日（水）に行いました高知県職員労働組合（以下「県職労」という。）との行政管理課長交渉における主な回答等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 交渉における主な回答等

- 賃金水準の改善等
 - ・職員の給与については、法令の定めによることはもちろんのこと、人事委員会の勧告を尊重するという基本姿勢のもと、国家公務員に関する措置を基本に、地域における民間給与等の状況を勘案して制度化するとともに、給与制度の趣旨を踏まえ、適正な運用を行っていかなければならないし、県民の皆様の理解が得られるものでなければならない。
- 公契約条例の制定
 - ・公契約条例については、国の法整備の状況や、全国の動向も見極めたいと考えているので、現時点では、制定する考えはない。
- 非常勤職員等の処遇改善
 - ・臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の報酬については、基本的に職員の給与改定時にあわせて検討するという考え方方に立っていきたい。
 - ・これらの職員の勤務条件については、平成28年4月1日からの賃金及び報酬の改定のほかは、基本的に現行によりたい。
- 雇用と年金の接続
 - ・職員の定年年齢については、現行によりたい。
 - ・雇用と年金の接続を考慮した再任用制度については、制度の趣旨に沿って運用していきたいと考えている。
- 時間外勤務の縮減等
 - ・総労働時間の縮減については、「活力のある職場づくりと公務能率等の向上について」（副知事通知）に基づいて、全庁的に取組を進めているところ。
 - ・平成25年度からは、所属全体で意識の共有を図るとともに、より実効ある取組とする目的に、所属の目標設定の取組時期に合わせて、各所属で話し合いの機会を持つこととしている。
 - ・管理職員等がしっかりと組織をマネジメントしていくことが仕事を進めるうえでの基本と考えているので、服務関係説明会などを通じて、勤務時間を適切に管理するとともに、日頃から職員とのコミュニケーションを大切にするよう徹底していきたい。
 - ・管理職員のマネジメント力をより一層向上させ、職員の健康やワークライフバランスの確保、チームワークの発揮等を促していくよう、来年度から新たに、管理職員の目標設定シートの中に、取組目標として、業務効率の改善に資する項目を盛り込むことを検討したい。
 - ・今後とも、時間外勤務の縮減に向けて各所属に主体的な取組を求めながらも、来年

度においては、総務部が中心となって、事務事業のスクラップや事務事業の手法の見直しを議論したい。

- ・こうした取組を通じて、時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えている。
- ・夏の朝型勤務については、来年度も試行したい。
- ・事務事業の見直しに関することについては、新しい組織・定数で勤務する中で、勤務条件に著しい変更が生じたケースについては、話を聞きたいと考えている。

○職員の定数

- ・来年度の職員定数については、県政運営指針に沿って、知事部局3,300人体制を維持しながら、スクラップ・アンド・ビルトを徹底するとともに、全体最適の視点から、各所属における業務の状況や時間外勤務の状況なども参考に全局的な調整を行なながら、適正な人員配置に努めたい。
- ・平成29年度以降の知事部局3,300人体制については、育児休業中の職員が増加傾向にあることや、東日本大震災の被災地への派遣の状況も踏まえつつ、検討していくと考えている。

○土木部の近傍待機

- ・土木事務所における災害に備えた近傍待機については、先に示した内容を基本に実施したいと考えている。
- ・具体的な運用は、各事務所ごとに協議のうえ決定したいと考えている。

○ 文書協定・労働協約の締結

- ・文書協定もしくは労働協約の締結については、現行の考え方によりたい。
- ・今後の方公務員に関する労働基本権のあり方の議論には留意していきたいと考えている。

2 当局の文書回答

(1) 文書回答（平成28年3月16日）

①2016春闘・自治労高知県本部統一要求書に対する回答について

②2016国民春闘に関する県職労独自要求に対する回答について

(2) 回答書（全文）

①2016春闘・自治労高知県本部統一要求書に対する回答について

平成28年3月11日付けで提出のありました要求書について、下記のとおり回答します。

記

職員の給与については、法令の定めによることはもちろんのこと、人事委員会の勧告を尊重するという基本姿勢のもと、国家公務員に関する措置を基本に、地域における民間給与等の状況を勘案して制度化するとともに、給与制度の趣旨を踏まえ、適正な運用を行つていかなければなりませんし、県民の皆様の理解が得られるものでなければならないと考えています。

臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の報酬については、基本的に職員の給与改定時にあわせて検討するという考え方にしておきたいと考えています。

仕事と生活の調和については、次世代育成支援の取り組みを行っているところです。

人事については、今後とも適材適所の考え方のもと、適切かつ公平な取扱いに努めていきたいと考えています。

次世代育成支援対策推進法に基づく、特定事業主行動計画の取組状況については、毎年把握し、進行管理を行うことにしています。特に母性保護には十分な配慮を行つていかないと考えています。

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定については、法の趣旨に沿って取り組みたいと考えています。

時間外勤務等については、時間管理を行う中で、その趣旨の徹底と適正な管理に努めています。

公契約条例については、国の法整備の状況や、全国の動向も見極めたいと考えていますので、現時点では、制定する考えはありません。

雇用と年金の接続を考慮した再任用制度については、制度の趣旨に沿って運用していくことを考えています。

人事考課を活用した勤務成績の昇給への反映については、既に実施しているところです。なお、国の動向等も見ていきたいと考えています。

職員の勤務条件の決定等については、地方公務員法などの関係法令に沿って、適切に対応していきます。

文書協定もしくは労働協約の締結については、現行の考え方によりたいと考えています。なお、今後の地方公務員に関する労働基本権のあり方の議論には留意していきたいと考えています。

②2016国民春闘に関する県職労独自要求に対する回答について

平成28年3月11日付けで提出のありました要求書については、基本的には平成28年3月16日付け「2016春闘・自治労高知県本部統一要求書に対する回答について」で回答したとおりです。

1、3について

職員の給与については、法令の定めによることはもちろんのこと、人事委員会の勧告を尊重するという基本姿勢のもと、国家公務員に関する措置を基本に、地域における民間給与等の状況を勘案して制度化するとともに、給与制度の趣旨を踏まえ、適正な運用を行つ

ていかなければなりませんし、県民の皆様の理解が得られるものでなければならぬと考えています。

臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の報酬については、基本的に職員の給与改定時にあわせて検討するという考え方方に立っていきたいと考えています。これらの職員の勤務条件については、平成28年4月1日からの賃金及び報酬の改定のほかは、基本的には現行によりたいと考えています。

2について

公契約条例については、国の法整備の状況や、全国の動向も見極めたいと考えていますので、現時点では、制定する考えはありません。

4について

職員の定年年齢については、現行によりたいと考えています。

雇用と年金の接続を考慮した再任用制度については、制度の趣旨に沿って運用していくたいと考えています。

5、7について

総労働時間の縮減については、「活力のある職場づくりと公務能率等の向上について」(副知事通知)に基づいて、全庁的に取組を進めているところです。

平成25年度からは、所属全体で意識の共有を図るとともに、より実効ある取組とすることを目的に、所属の目標設定の取組時期に合わせて、各所属で話し合いの機会を持つこととしています。

また、管理職員等がしっかりと組織をマネジメントしていくことが仕事を進めるうえでの基本と考えていますので、服務関係説明会などを通じて、勤務時間を適切に管理するとともに、日頃から職員とのコミュニケーションを大切にするよう徹底していきたいと考えています。

さらに、管理職員のマネジメント力をより一層向上させ、職員の健康やワークライフバランスの確保、チームワークの発揮等を促していくよう、来年度から新たに、管理職員の目標設定シートの中に、取組目標として、業務効率の改善に資する項目を盛り込むことを検討したいと考えています。

今後とも、時間外勤務の縮減に向けて各所属に主体的な取組を求めながらも、来年度においては、総務部が中心となって、事務事業のスクラップや事務事業の手法の見直しを議論したいと考えています。こうした取組を通じて、時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えています。

夏の朝型勤務については、来年度も試行したいと考えています。

事務事業の見直しに関することについては、新しい組織・定数で勤務する中で、勤務条件に著しい変更が生じたケースについては、お話を聞きたいと考えています。

6について

来年度の職員定数については、県政運営指針に沿って知事部局3,300人体制を維持しながら、スクラップ・アンド・ビルトを徹底するとともに、全体最適の視点から、各所属における業務の状況や時間外勤務の状況なども参考に全庁的な調整を行い、適正な人員配置に努めたいと考えています。

なお、平成29年度以降の知事部局3,300人体制については、育児休業中の職員が増加傾向にあることや、東日本大震災の被災地への派遣の状況も踏まえつつ、検討していくたいと考えています。

8について

土木事務所における災害に備えた近傍待機については、先にお示した内容を基本に実施したいと考えていますが、具体的な運用は、各事務所ごとに協議のうえ決定したいと考えています。

9について

文書協定もしくは労働協約の締結については、現行の考え方によりたいと考えています。なお、今後の地方公務員に関する労働基本権のあり方の議論には留意していきたいと考えています。

3 県職労からの要求

(1) 要求書提出

①2016春闘・自治労高知県本部統一要求書（平成28年3月11日）

②2016国民春闘に関する県職労独自要求について（平成28年3月11日）

(2) 要求書（全文）

①2016春闘・自治労高知県本部統一要求書

日ごろより、民主的な地方自治確立と住民福祉・サービスの向上にご尽力されている貴職に対し、敬意を表します。

さて安倍政権は、アベノミクスの第2ステージとして「1億総活躍社会」の実現を目指すことを宣言し、そのための「新3本の矢」（GDP600兆円、希望出生率1.8%、介護離職ゼロ）を打ち出していますが、過去の検証も行われないままに次々と政策の目標を掲げ進むやり方に、私たちの生活はこれまでよりもっと悪化してきています。このような状況下、労働者の賃金引上げは今春闘の大きな課題であるといえます。そして私たちは、内需拡大をはかり低成長とデフレからの抜け出すためには、この間にもっとも大きなシワ寄せのあった非正規労働者の雇用と賃金を初めとした労働者への適正な配分を取り戻す事が、今こそ必要だと考えているところです。

私たちを取り巻く情勢については、全国で同じ公共サービスを提供しているにもかかわらず地域間の給与格差があります拡大する中で、これまでの集中改革プラン等により総人件費削減攻撃等も推し進められ地方公務員が大きく減少、そのしづ寄せは業務量の増大や臨時・非常勤等職員の増加となって表れています。

そして、多数の自治体において正規職員と同様の業務を担う臨時・非常勤等職員も少なくはないにもかかわらず、約70万人と推定されるその多くの方々が「官製ワーキングプア」と指摘されるとおり、低賃金・不安定な雇用で働いている実態にあります。

私たちは、臨時・非常勤等職員の常勤職員との均等待遇をはかり、雇用回数制限の廃止をめざすことは、公共サービスの安定・改善にもつながると考えています。

つきましては、次のとおり自治労高知県本部2016春闘統一要求書を提出しますので、3月16日までに書面による誠意ある回答を要請します。

記

1. 賃金要求について

- (1) 自治体及び関連する労働者の賃金水準を改善すること。水準・配分・体系等について組合と十分交渉・協議し、合意すること。
- (2) 行政職標準労働者の賃金について、以下の年齢ポイントの賃金水準を実現すること。

ア	30歳ポイント	243,599円	(国公行<一>3-13水準)
イ	35歳ポイント	295,740円	(国公行<一>3-43水準)
ウ	40歳ポイント	345,348円	(国公行<一>4-44水準)
- (3) 自治体に雇用されるすべての労働者とすべての地域公共サービス民間労働者を含めた労働者の最低賃金について、以下のとおり確立すること。
自治体最低賃金 154,300円以上（日給7,720円以上、時給1,000円以上）

2. 賃金決定基準の改善

- (1) 高卒初任給を154,300円以上とすること。
- (2) 各年齢ポイントの行政職標準労働者の賃金を実現するため、標準職務表の改善、昇格運用基準の改善を行うこと。
- (3) 昇給区分の運用については、4号給を超える昇給区分の原資（8号給5%、6号給20%相当分）を確保すること。4号給を下回る昇給区分については、処分や無断欠勤など客観的な事由に限ること。

3. 臨時・非常勤職員の雇用安定と労働条件の改善について

- (1) 恒常的な職につく臨時・非常勤職員については、一方的な解雇を行わず、任用の更新回数や通算年数に上限を設けないこと。
- (2) 職務給の原則を適用させ、職務の内容を考慮したうえで、正規職員との均衡をはかった賃金決定を行うこと。
- (3) 給料の最低水準は、154,300円（新国公行（一）1級13号相当額）以上とし、日給・時間給については、それぞれ7,720円以上、1,000円以上とすること。
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金などへ加入させるとともに、常勤職員に準じた福利厚生制度の適用を行うこと。
- (5) 継続して勤務している非常勤職員の賃金については、勤続年数に応じて定期昇給分を加算するとともに、年齢別最低賃金制度を導入すること。
- (6) 臨時職員の一時金を常勤職員と同月数支給するとともに、非常勤職員についても一時金相当分を月支給額に上乗せすること。
- (7) 臨時職員や実態として「常勤の職員」である非常勤職員については、退職金を支給するとともに諸手当を支給すること。
- (8) 総務省による「2014年通知」の主旨に則り、非常勤職員に通勤費を費用弁償として支給すること。
- (9) 育児休業や介護休暇などの各種制度については、国の非常勤職員の措置を最低とし、常勤職員との均等待遇を実現すること。

4. ワーク・ライフ・バランスの確立

- (1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の策定を踏まえ、「ワーク・ライフ・バランス労使宣言」を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進体制を確立すること。
- (2) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の具体化をはかること。

5. 男女間賃金格差の解消と公務職場での男女平等の実現について

- (1) 男女別・年齢別の賃金分布を組合に明らかにすること。
- (2) 採用・登用・配置、昇任・昇格の男女別の状況を明らかにすること。
- (3) 採用から退職に至るまでの実質的な男女平等を確保すること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく、特定事業主行動計画の実施状況を点検し、目標達成を確実に行うこと。また一層のワーク・ライフ・バランス推進のため目標の設定など計画の改正を行うこと。
- (5) 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定にあたっては、労働組合の意見を十分に反映すること。また対象については臨時・非常勤職員を含めたすべての職員とすること。

6. 不払い残業の撲滅

- (1) 実効ある時間外労働規制策、勤務時間管理施策（労働時間の把握方法）を労使で策定し、確認内容について、労働基準法第36条に基づく協定化を図ること。
- (2) 時間外労働の実態を踏まえ、必要な時間外手当財源を確保すること。

7. 公契約条例制定・委託事業所における法令遵守について

自治体が委託する公共サービス関連の事業所について、雇用確保に努め、労働基準法など法令遵守させること。また、総合評価方式の導入・拡充による入札改革ならびに公正労働基準を確保する条項を盛り込んだ公契約条例の制定に向けてとりくむこと。

8. 雇用と年金の確実な接続について

- (1) 希望するものすべてを再任用制度により雇用すること。
- (2) 再任用職員の賃金について、国公行<一>4級再任用賃金（273,400円）以上とすること。

9. 新たな人事評価制度の導入について

- (1) 人事評価制度の導入を前提として、賃金連動を行わないことを明らかにすること。
- (2) 人事評価制度の導入にあたっては、組合との十分な交渉・協議を実施すること。また、導入後においても労使交渉を踏まえた定期的な検証・見直しを行うこと。
- (3) 公平・公正性、透明性、客観性、納得性を確保するとともに、実効ある苦情処理制

度を創設すること。

10. 労使関係ルールについて

- (1) 賃金・労働条件の決定にあたっては、労使交渉・協議の実施とそれに基づく合意によるものとし、労使による自主決着をすること。
- (2) 職場の存廃や人事評価制度、また級別・職制上段階ごとの職員数の公表等、職員の賃金・労働条件にも大きな影響を与える事項については、適切に事前に協議すること。
- (3) 文書協定・労働協約
要求等について、労使で合意したときは、文書協定（非現業の職員団体）もしくは労働協約（現業・公営企業の労働組合、民間労働組合）として締結すること。

11. 単組独自要求 別途提出

以 上

②2016国民春闘に関する県職労独自要求について

1997年の賃金合理化以降、高知県職員の賃金水準は低下の一途をたどっており、平均給与月額や年齢別賃金を捉えても全国平均を下回る状況が続いています。特に2007年4月からの任用3等級への昇任基準の改悪実施の影響は大きく、このような昇格運用が将来にわたり賃金水準引き下げの大きな原因となっていることは看過できません。昨年の人事委員会勧告では、全国の都道府県で唯一、一時金が据え置かれ、賃金改定も若年層に限られ、さらに格差を拡大させることとなっています。職員のモチベーション維持や生活改善の観点から、これ以上の賃下げを行わないことはもとより、抜本的な賃金水準の改善を求めます。

自治体における非常勤・臨時などの非正規雇用の職員は70万人を超えており、公務・民間を問わず、非正規職員の雇用安定と処遇改善が大きな課題となっています。高知県においても任命権者の判断で均等待遇・格差是正の視点に立った対応を求めます。

また、多くの自治体で業務委託が進められる中で、低賃金で働くを得ない委託労働者が生み出されています。現在、多くの自治体で公契約条例制定に向けた動きがはじまっています。高知県としても公契約条例制定を真摯に受け止めて推進することが課題であると考えます。

つきましては、2016春闘の課題である職員の賃金改善等に向けて、下記のとおり県職労独自要求及び自治労高知県本部統一要求書を提出しますので、3月16日までに貴職の誠意ある回答を強く求めます。

記

1. 高知県職員の賃金を維持・改善すること。
2. 委託労働者の賃金・労働条件の実態を把握・認識し、県が業務委託を行う場合は公正労働基準の遵守及び現行従事する非常勤職員の労働条件等を下回らないことを必要条件とすることなどを盛り込んだ、高知県公契約条例を制定すること。
3. 公務における格差解消のため、自治体最低賃金制度の導入を行い、最低水準として月額154,300円とすること。また、非常勤職員及び臨時職員の処遇全般について、均等待遇の原則に基づき、抜本的改善を行うこと。
4. 雇用と年金の接続のため、定年年齢の引上げを行うこと。
また現行の再任用制度を継続する場合は、発生する諸課題について、労使協議を行うこと。なお、再任用職員の賃金について、行政職4級再任用賃金（279,000円）相当以上とすること。
5. 総労働時間の短縮に向けた実効ある施策を行うとともに、三六時間外協定締結に向けては恒常的な時間外勤務のある職場について、その対策を明らかにすること。また、勤務時間の弾力的運用及び夏の朝型勤務については導入・実施しないこと。

6. 県政運営指針の職員数にのみこだわる姿勢を改め、職場・業務の実態に即した職員数を確保すること。
7. 事務事業見直し提示を受けて、新年度以降に労働強化等が想定される職場については、改善策を明らかにするとともに、労働条件に関わる課題は少なくとも所属・部局での交渉に隨時応じること。
8. 近傍待機については、職員の理解と納得を得た上で実施すること。
9. 要求等について、労使合意が図られたときは、文書協定もしくは労働協約として締結すること。